

表示ルールの見直しについて

消費・安全局

令和 2 年 2 月 1 8 日

農林水産省

1. 指定混合肥料・混合特殊肥料の表示

- 指定混合肥料・混合特殊肥料の原料・異物表示

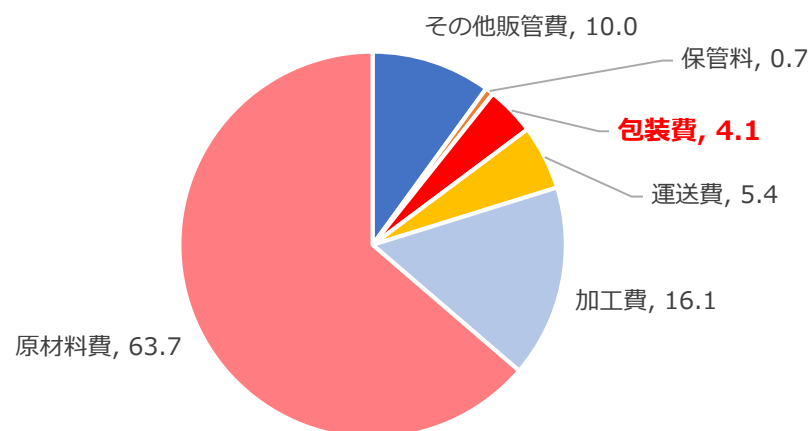
2. 原料表示の簡素化

- 主な原料と「その他」の表示ルールを導入
- 前後の原料の入れ替え表示のルールを導入
- ウェブ表示及び特定原料の表示のルールを導入

表示の簡略化 課題（肥料のコストについて）

- 肥料の製造コストの約 6 割を原材料費が占めており、国内販売価格は原料の国際市況の影響を受けやすい傾向があり、各社は原料をかえつつも、一定品質・価格にするべく肥料の生産を行っている。
- 現行、肥料の原料の表示は重量割合の大きい順に表示しており、この原料自体の変更又は原料使用割合の変更されると、肥料の包装の変更が発生する。
- この包装の変更は、肥料価格の増加の一因となる可能性がある。
- 肥料価格が上昇すれば、農家の生産コストの増加につながり、最終的には農家の利益を減らしてしまうことにつながる。
- このため、農家が表示による肥料の品質の確認することを確保しつつ、肥料業者の原料変更等における包装費増加を抑制するための表示の見直しを検討しました。

製造コストの例（高度化成肥料）



資料：経済産業省「化学肥料製造における実態調査（H24）」

1 指定混合肥料・混合特殊肥料の表示（対象：指定混合肥料・混合特殊肥料）

- 全ての原料を重量順に表示
- 普通肥料、特殊肥料、土壌改良資材に分けて表示し、それぞれの配合割合を表示
- 指定混合肥料の原料に混合特殊肥料を使用する場合は、当該混合特殊肥料の原料表示割合を聞き取り表示する

（記載例）指定混合肥料 A

（配合原料）

普通肥料（6割）：化成肥料、被覆窒素肥料、尿素

特殊肥料（2割）：堆肥〔牛ふん、稲わら〕、貝殻肥料

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は堆肥の原料である。

（混入した物の名称及び混入割合）

指定土壌改良資材（2割）：ゼオライト

（記載例）混合特殊肥料 X

（原料）

堆肥〔バーク、食品残渣〕、貝殻肥料

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は堆肥の原料である。

2 原料表示の簡略化 その1（対象：成分保証を行う普通肥料）

- 登録肥料は全窒素を保証する原料（尿素や有機原料等）を、届出肥料は全ての原料を表示（現行と同様）
- 最低上位5番目又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、その他の原料を〔 〕内に記載し、〔 〕内の原料の順位は必ずしも重量順でなくてもよいこととするルールを導入

○全ての原料を表示する例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

○「その他」を導入した表示の例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、**その他〔窒素質グアノ、尿素〕**

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

3 その他の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。

2 原料表示の簡略化 その2（対象：成分保証を行う普通肥料）

- 「その他」や「指定配合肥料」については、〔 〕で原料の内訳を記載することとしているが、〔 〕内の原料をウェブ上で情報提供するのであれば、〔 〕内の内訳の記載は省略できることとする。ただし、原料に尿素や汚泥等の特定の原料が含まれる場合にはその旨を袋に必ず表示することとするルールを導入。

○現行の表示例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

○ウェブ表示を導入した場合の表示例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料、加工家きんふん肥料、その他

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 「指定配合肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の原料が原料として含まれる。

3 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は下記の生産業者までお問い合わせください。

二次元コード

- 特定の原料とは、有機質肥料等（有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こうを除く））以外又は汚泥を原料とする肥料（混合汚泥複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料）をいう。
- ウェブ表示を行う場合にあっては、消費者の要請に応じて書面交付しなければならない

2 原料表示の簡略化 その3（対象：成分保証を行う普通肥料）

- 隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合には、その旨を注記するルールを導入。

○現行の表示例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

○隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合の表示例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

3 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

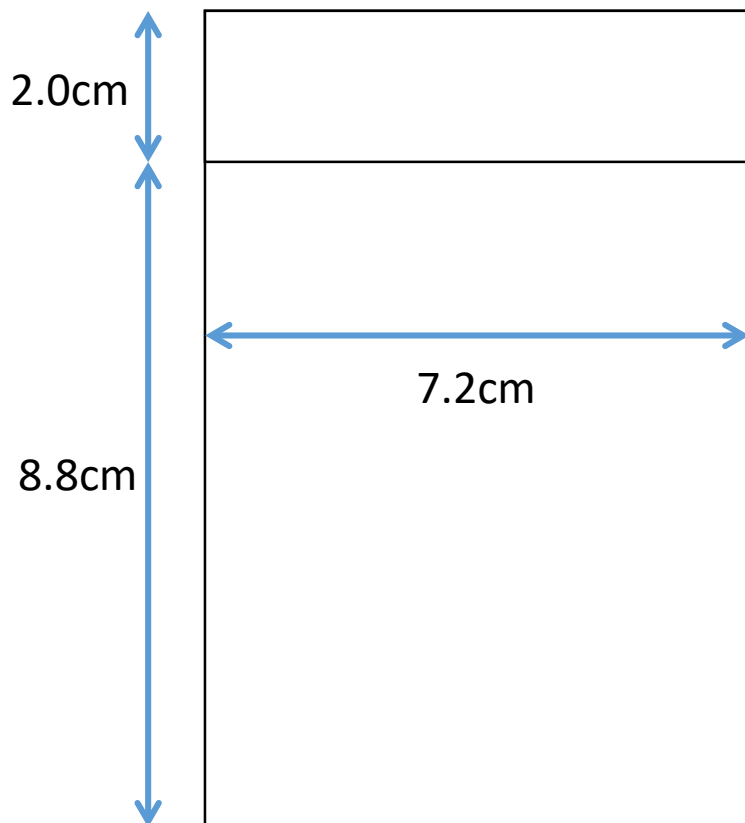
その他の表示の見直し

【参考】保証票の大きさとフォント（対象：普通肥料）

- 現行の保証票の大きさは、最低限の縦横の長さを指定し、それ以上の大きさであれば自由。フォントサイズについては、指定していない。
- 最低限の視認性を確保するため、改正案は、縦横の長さではなく、フォントサイズを指定したい。

現行

（但し、6kg以下は適宜の大きさ）



改正案

フォントサイズ：8.0以上
フォント：指定無し
（但し、6kg以下は適宜の大きさ、
フォントサイズ制限無し）

生産業者保証票	
登録番号	生第12345号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り化成肥料1号
保証成分量(%)	窒素全量10.0 内アンモニア性窒素8.0 りん酸全量10.0 内可溶性りん酸9.6 内水溶性りん酸5.0 水溶性加里5.0
原料の種類	（窒素全量を保証又は含有する原料） 尿素、加工家さんふん肥料、窒素質グアノ 備考：窒素全量の量の割合の大きい順である
材料の種類、名称及び使用量	（使用されている効果発現促材） 硫酸第一鉄（鉄として）1.7% （使用されている摂取防止材） 消石灰5% 正味重量20kg 生産した年月平成27年2月 生産業者の氏名又は名称及び住所 〇〇株式会社 生産した事業場の名称及び所在地

【参考】生産事業場の略称の取扱い（対象：普通肥料）

- 現在、保証票には生産事業場として「生産した事業場」及び「住所」を記載している。
- 例外として「TK30」といった略称表示も認めているが、どの工場で生産したかを農家が確認するには農政局に問い合わせて聞かなければならない。
- このため、今後は略称表示について、農林水産省のHP上に公開する。
- 併せて、「生産した事業場」及び「所在地」を記載するか、略称を表示するか、ウェブ表示するかのいずれかを業者の任意で選べるようにする。

（現行）

生産した事業場の名称及び所在地
〇〇会社 △ △工場
〇〇県〇〇市〇〇区1-2-3

生産した事業場の名称及び所在地
TK30

（改正案）

生産した事業場の名称及び所在地
〇〇会社 △ △工場
〇〇県〇〇市〇〇区1-2-3

生産した事業場の名称及び所在地
TK30

生産した事業場の名称及び所在地
以下のリンク先に記載
〇〇.com/XXX〇〇/

生産した事業場の名称及び所在地
二次元コードのリンク先に記載

二次元コード

【参考】材料表示（対象肥料：普通肥料）

- 原料肥料由来の効果発現促進材及び指定配合肥料に使用できる硝酸化成抑制材は、材料の種類、名称及び使用割合を記載するかしないか任意とする。
- 肥料生産時に投入した材料のうち、組成均一化促進材を使用しない場合がある表示を導入する。

肥料生産時に材料を投入した時の肥料中の材料表示

材料の種類	種類	名称	使用割合
組成均一化促進材※	○	○	×
着色材	○	○	×
摂取防止材	○	○	○
効果発現促進材	○	○	○
硝酸化成抑制材	○	○	○

○：必要 ×：不要 ※：使用しない場合がある表示を導入する

原料肥料中の材料表示

材料の種類	種類	名称	使用割合
組成均一化促進材※	任意	任意	×
着色材	任意	任意	×
摂取防止材	○	○	×
効果発現促進材	全てを表示するかしないか任意		
硝酸化成抑制材			
指定配合肥料に使用不可なもの	○	○	○
指定配合肥料に使用可能なもの	全てを表示するかしないか任意		

○：必要 ×：不要
 ※：使用しない場合がある表示を導入する

【参考】原料表示の簡略化（対象：成分保証を行う普通肥料）

- 現行、有機質肥料の原料表示については、「植物油かす類」といった統合表示名称で表示していた。
- 今後は、この統合表示名称をさらに大きくくり化する。
- また、統合表示名称で表示するか、統合表示名称を用いず、肥料の種類で表示するかを業者の任意で選べるようにする。

肥料の種類	現行	改正案
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末	魚粉類	動物かす粉末類
肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類	
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類	蚕蛹かす粉末類
大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	植物油かす類	植物質類
とうもろこしはい芽及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物かす粉末類	

○検討案：有機質肥料を統合名称で表示する場合

硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類

○検討案：有機質肥料を種類名で表示する場合

硫酸アンモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末

【参考】登録肥料で原料表示が必要な肥料（改正案）

- 混合有機質肥料について、従前は原料を表示させていなかったが、今後は原料を表示させる

種別		原料表示【要】
登録肥料	窒素質肥料	窒素全量を保証する肥料【混合窒素肥料、液状窒素肥料に限る】
	りん酸質肥料	—
	加里質肥料	—
	有機質肥料	窒素全量を保証する肥料【混合有機質肥料に限る】
	複合肥料	窒素全量を保証する肥料
	石灰質肥料	—
	けい酸質肥料	—
	苦土肥料	—
	マンガン質肥料	—
	ほう素質肥料	—
	微量要素複合肥料	—

● 窒素の保証

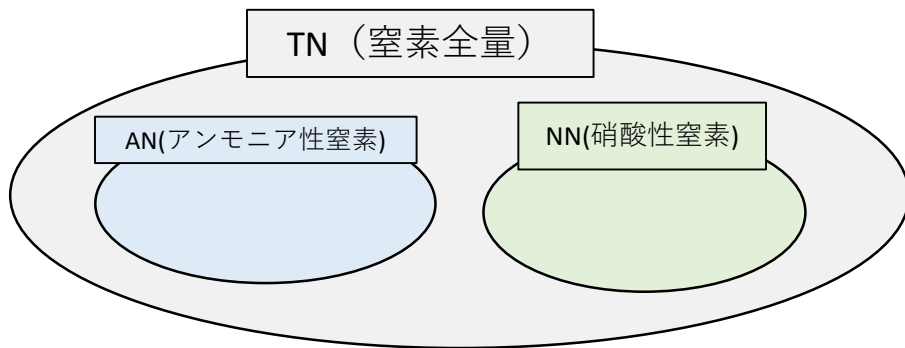
肥料の設計値又は分析値のTN(外成分)とANやNN(内成分)との差が1%未満の場合には、外成分を保証しなくてもよいこととする。

例：副産植物質肥料（保証成分：TN10%,AN3%）と硫酸アンモニア（保証成分：AN21%）で指定配合肥料を製造し、設計による保証を行う場合。

	配合割合(%)	TN(外)	AN(内)
副産植物質肥料 (TN: 10%,AN3%)	10	1.0	0.3
硫酸アンモニア(AN: 21%)	90	(18.9)	18.9
設計値	100	19.9	19.2
保証成分量(例)	-	19.5	19.0

これまで

外成分と内成分の差が1.0%未満になっても、TN及びANを必ず保証



	配合割合(%)	TN(外)	AN(内)
副産植物質肥料 (TN: 10%,AN3%)	10	1.0	0.3
硫酸アンモニア(AN: 21%)	90	(18.9)	18.9
設計値	100	19.9	19.2
保証成分量(例)	-	(19.5)	19.0

今後

- ①設計値の外成分と内成分の差を確認する
- ②差が1.0%未満である場合、TNは保証しなくてもよい。

例において、 $TN-AN=19.9-19.2= 0.7 <1.0$

選択肢 1 :TN19.5,AN19.0を保証
選択肢 2 :AN19.0のみを保証